

第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について、電波法(第25条)の規定に沿って述べたものである。
 [] 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線局の免許又は第27条の18(登録)第1項の登録をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は第27条の22(登録状)第1項の登録状に記載された事項のうち、総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。

の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、[A]その他総務省令で定める場合に必要とされる[B]に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。

の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報を[C]以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C
1 無線局の開設又は指定事項の変更をする場合	混信	の調査の用に供する目的
2 無線局の開設又は指定事項の変更をする場合	混信又はふくそう	自己の利用
3 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	ふくそう	自己の利用
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	混信又はふくそう	の調査の用に供する目的
5 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合	混信	自己の利用

A - 2 次の記述は、無線局の登録について、電波法(第27条の18及び第27条の21)の規定に沿って述べたものである。[] 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。)を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであつて、適合表示無線設備のみを使用するものを[A]に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格
- (3) [B]
- (4) 周波数及び空中線電力

の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

の登録の有効期間は、登録の日から起算して[C]を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再登録を妨げない。

A	B	C
1 総務省令で定める期間内	通信の相手方、通信事項及び無線設備の設置場所	5年
2 総務省令で定める期間内	無線設備の設置場所	5年
3 総務省令で定める区域内	無線設備の設置場所	5年
4 総務省令で定める区域内	無線設備の設置場所	3年
5 総務省令で定める区域内	通信の相手方、通信事項及び無線設備の設置場所	3年

A - 3 次の記述は、無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率の許容値について、無線設備規則（第14条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

A |及び非静止衛星を開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備（伝送情報が電話（音響の放送を含む。以下同じ。）のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。）は、当該無線設備から発射される電波の人体頭部における比吸収率（電磁界にさらされたことによって任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、さらに6分で除して得た値をいう。以下同じ。）を毎キログラム当たり B |以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- (1) 平均電力が C |以下の無線設備
(2) (1)に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備

の人体頭部における比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	携帯無線通信を行う陸上移動局	2ワット	10ミリワット
2	携帯無線通信を行う陸上移動局	2ワット	20ミリワット
3	携帯無線通信を行う陸上移動局	1ワット	20ミリワット
4	携帯局、陸上移動局	3ワット	20ミリワット
5	携帯局、陸上移動局	3ワット	10ミリワット

A - 4 次の記述は、船舶局無線従事者証明について、電波法(第48条の2)及び電波法施行規則(第34条の11)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める無線従事者の資格を有し、かつ、次のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。

- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う A |の無線設備の操作又はその監督に関する訓練の課程を修了したとき。
(2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から B |を経過していないとき。

の総務省令で定める無線従事者の資格は、第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士又は C |とする。

	A	B	C
1	船舶局	3年	第一級海上特殊無線技士
2	義務船舶局	5年	第四級海上無線通信士
3	船舶地球局	3年	第一級海上特殊無線技士
4	義務船舶局のある船舶を開設する総務省令で定める船舶地球局	3年	第四級海上無線通信士
5	義務船舶局及び義務船舶局のある船舶を開設する総務省令で定める船舶地球局	5年	第一級海上特殊無線技士

A - 5 次の記述は、電波法施行令(第3条)に規定する用語の意義を掲げたものである。誤っているものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 「航空局」とは、航空機局と通信を行うために陸上又は船舶に開設する無線局をいう。
- 「無線航行局」とは、電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。
- 「放送局」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信を行う無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)をいう。
- 「陸上の無線局」とは、海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び放送局以外の無線局をいう。
- 「レーダー」とは、電波を利用して、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を送り、又は受けるための通信設備をいう。

A - 6 次の記述は、暗語の使用について述べたものである。電波法(第58条)の規定に照らし正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 実験無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、いずれも暗語を使用することができない。
- 2 実験無線局の行う通信には、暗語を使用することができるが、実用化試験局の行う通信には、暗語を使用することができない。
- 3 アマチュア無線局及び簡易無線局の行う通信には、いずれも暗語を使用することができない。
- 4 簡易無線局の行う通信には、暗語を使用することができるが、非常局の行う通信には、暗語を使用することができない。
- 5 簡易無線局及び非常局の行う通信には、いずれも暗語を使用することができない。

A - 7 次の記述は、船舶局等の運用について、電波法(第62条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶の[A]に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

[B]から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、[C]について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

	A	B	C
1	航行中	船舶局は、他の船舶局	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式 若しくは周波数
2	航行中	海岸局は、船舶局	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式 若しくは周波数
3	航行中及び航行の準備中	船舶局は、他の船舶局	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式 若しくは周波数
4	航行中及び航行の準備中	海岸局は、船舶局	使用電波の型式若しくは周波数又は空中線電力
5	航行中及び航行の準備中	船舶局は、他の船舶局	使用電波の型式若しくは周波数又は空中線電力

A - 8 次の記述は、義務船舶局等の無線設備の機能試験について、無線局運用規則(第5条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備(デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。)は、その船舶の航行中[A]、[B]、その機能を確かめておかなければならない。

電波法第35条(義務船舶局等の無線設備の条件)第1号の予備設備を備えている義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局においては、[C]、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中[A]、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機(電波法施行規則第28条(義務船舶局の無線設備の機器)第6項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。)を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中[A]、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

	A	B	C
1	毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎月1回以上
2	毎日1回以上	当該無線設備の試験機能を用いて	毎週1回以上
3	毎日1回以上	当該無線設備により通信連絡を行い	毎週1回以上
4	毎日正午及び午後8時に	当該無線設備により通信連絡を行い	毎週1回以上
5	毎日正午及び午後8時に	当該無線設備により通信連絡を行い	毎月1回以上

A - 9 無線局が無線電話の機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、無線局運用規則(第39条及び第18条)の規定により電波を発射する前にどうしなければならないか。正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 自局の発射しようとする電波の周波数に隣接する周波数において、他の無線局が重要無線通信を行っていないことをあらかじめ確かめておかなければならぬ。
- 2 発射しようとする電波の空中線電力が最適な値となるよう送信機の出力をあらかじめ調整しておかなければならぬ。
- 3 自局の発射しようとする電波の周波数及びその他必要と認める周波数によって聽守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- 4 擬似空中線回路を使用して発射しようとする電波の質をあらかじめ確かめておかなければならぬ。
- 5 自局の発射しようとする電波の周波数をあらかじめ測定しておかなければならぬ。

A - 10 次の記述は、遭難通信について、電波法(第66条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、□A、かつ、□Bに対し通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条(目的外使用の禁止等)第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Cを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機の周辺にあるすべての無線局	すべての電波の発射
2 直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
3 直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機の周辺にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
5 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機の周辺にあるすべての無線局	すべての電波の発射

A - 11 次の記述は、遭難警報又は遭難警報の中継に対する海岸局の応答について、無線局運用規則(第81条の8)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、□Aの電波を使用して、デジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3(遭難警報の中継に対する応答にあっては、同規則別図第1号2)に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報又は遭難警報の中継が□Bの電波を使用するものであるときは、受信から□Cの間隔を置いて送信するものとする。

A	B	C
1 國際遭難周波数	超短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
2 國際遭難周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
3 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
4 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	5秒以上4分半以下
5 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	超短波帯の周波数	5秒以上4分半以下

A - 12 遭難警報に係る遭難通信の宰領は、どの無線局が行うか。無線局運用規則(第83条)の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難船舶局
- 2 遭難通報を送信した無線局
- 3 海上保安庁の無線局又はこれから遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 4 遭難船舶局又は遭難通報を送信した無線局から遭難通信の宰領を依頼された無線局
- 5 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局又は船舶地球局

A - 13 次の記述は、遭難通信実施中の一般通信の実施について、無線局運用規則(第90条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から5までのうちから一つ選べ。

海岸局又は船舶局であって、現に行われている遭難通信に係る呼出し、応答、傍受その他一切の措置を行はばか、一般通信を同時に行うことができるものは、□に限り、その遭難通信に使用されている電波以外の電波を使用して一般通信を行うことができる。

- 1 その遭難通信が良好に行われている場合
- 2 その遭難通信に妨害を与えるおそれがない場合
- 3 遭難通信の宰領を行う無線局の同意がある場合
- 4 海上保安庁の無線局の同意がある場合
- 5 その遭難通信が良好に行われており、かつ、これに妨害を与えるおそれがない場合

A - 14 次の記述は、免許若しくは登録を要しない無線局及び受信設備に対する監督について、電波法(第82条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、第4条(無線局の開設)第1号から第3号までに掲げる無線局(以下「免許若しくは登録を要しない無線局」という。)の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が□に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の□Bに対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、免許若しくは登録を要しない無線局の無線設備について又は□Cについての措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させることができる。

A	B	C
1 他の無線局の運用	利用者又は使用者	放送の受信を目的とする受信設備
2 他の無線局の運用	利用者又は使用者	放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備
3 他の無線設備の機能	利用者又は使用者	放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備
4 他の無線設備の機能	所有者又は占有者	放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備
5 他の無線設備の機能	所有者又は占有者	放送の受信を目的とする受信設備

A - 15 次の記述は、遭難通信の不取扱い等に関する罰則について、電波法(第105条及び第106条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

無線通信の業務に従事する者が第66条(遭難通信)第1項(第70条の6(準用))において準用する場合を含む。)の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、□Aに処する。

遭難通信の取扱いを妨害した者も、□Bと同様とする。

□Bの未遂罪は、罰する。

□Cの事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、3月以上10年以下の懲役に処する。

A	B	C
1 5年以下の懲役	又は	船舶遭難
2 5年以下の懲役	又は	船舶遭難又は航空機遭難
3 1年以上の有期懲役	又は	船舶遭難又は航空機遭難
4 1年以上の有期懲役		船舶遭難又は航空機遭難
5 1年以上の有期懲役		船舶遭難

A - 16 義務船舶局に備え付ける無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当しないものを電波法施行規則(第40条)の規定に照らし下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
- 2 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 3 レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- 4 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- 5 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数

A - 17 次の記述は、国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に違反した局を認めたときにとる手続について述べたものである。同規則(第15条)に規定されているものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 違反した局に通報する。
- 2 国際電気通信連合に報告する。
- 3 違反した局の属する主管庁に報告する。
- 4 違反を認めた局の属する主管庁に報告する。
- 5 世界国際電気通信会議に報告する。

A - 18 次の記述は、無線通信要員について、海上における人命の安全のための国際条約(附属書第4章第16規則)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、Aに関する無線通信について資格を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、Bに定める証明書を有し、場合に応じ、そのうち一人は、遭難した際、無線通信についてCとして指名される。

A	B	C
1 運航管理	自国の法令	第一の責任を有する者
2 運航管理	自国の法令	全責任を有する者
3 運航管理	無線通信規則	全責任を有する者
4 遭難及び安全	無線通信規則	全責任を有する者
5 遭難及び安全	無線通信規則	第一の責任を有する者

A - 19 次の記述は、全世界的な海上遭難安全制度(GMDS)の下での無線通信要員の資格証明のための最小限の要件について、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附属書第4章第4-2規則)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

全世界的な海上遭難安全制度(GMDS)に参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する者は、Aの発給し又は承認した全世界的な海上遭難安全制度(GMDS)に関する適当な証明書を受有しなければならない。

1974年の海上における人命の安全のための国際条約(改正を含む。)によりBを備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4-2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。

- (1) 18歳以上であること。
- (2) 承認されたCを修了し、かつ、STCWコードA部第4-2節に規定する能力の基準を満たすこと。

A	B	C
1 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	教育
2 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	訓練
3 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	教育及び訓練
4 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	訓練
5 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	教育

A - 20 次の記述は、航空機の無線装備について、国際民間航空条約(第30条)の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

各締約国の航空機は、登録を受けた国の当局から A の免許状の発給を受けたときにのみ、他の締約国のは、 B その送信機を携行することができる。領域の上空を飛行される締約国の領域における無線送信機の使用は、 C に従わなければならない。

無線送信機は、航空機が登録を受けた国の当局が発給したそのための特別の免状を所持する航空機乗組員に限って使用することができる。

A	B	C
1 無線送信機を装備するため	領域内で又はその領域の上空で	無線通信規則の規定
2 無線送信機を装備するため	領域内で又はその領域の上空で	その国が設ける規制
3 無線送信機を装備し、かつ、運用するため	領域内で又はその領域の上空で	その国が設ける規制
4 無線送信機を装備し、かつ、運用するため	領域の上空で	その国が設ける規制
5 無線送信機を装備し、かつ、運用するため	領域の上空で	無線通信規則の規定

B - 1 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について、電波法(第28条及び第29条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の A 、高調波の B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する C が、総務省令で定める限度を超えて他の D の E に支障を与えるものであってはならない。

- 1 誤差 2 電力等 3 運用 4 機能 5 強度等 6 無線設備
7 誘導電流 8 偏差及び幅 9 電気的設備 10 電波又は高周波電流

B - 2 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて、電波法(第31条)及び電波法施行規則(第11条の3)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の A 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。

の総務省令で定める送信設備は、次に掲げる送信設備以外のものとする。

- (1) 26.175MHz B 周波数の電波を使用するもの
(2) 空中線電力 C 以下のもの
(3) D に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
(4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた E に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を隨時測定し得るもの
(5) 放送局の送信設備であって、空中線電力 50 ワット以下のもの
(6) F において使用されるもの
(7) G の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を 0.025 パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
(8) その他総務大臣が別に告示するもの

- 1 以下の 2 5 分の 1 3 2 分の 1 4 を超える 5 10 ワット 6 5 ワット
7 実験局 8 標準周波数局 9 アマチュア局 10 簡易無線局

B - 3 次の記述は、主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法施行規則(第34条の5)に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- イ 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること(記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。)。
- ウ 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人又は登録人に対して意見を述べること。
- エ 無線設備の変更の工事を行い、又はその監督を行うこと。
- オ 登録点検事業者又は登録外国点検事業者の行う登録に係る点検に立ち会うこと。

B - 4 次の記述は、海上移動業務又は海上移動衛星業務において聽守をしなければならない無線局について、無線局運用規則(第42条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波法第65条(聽守義務)本文の総務省令で定める無線局は、次に掲げるとおりとする。

- (1) デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局については、F1B電波□ア 4,207.5kHz、6,312kHz、8,414.5kHz、12,577kHz 若しくは 16,804.5kHz 又は F2B電波 156.525MHz の指定を受けているもの
- (2) 船舶地球局及び海岸地球局については、総務大臣が別に告示するもの
- (3) 船舶局については、次に掲げるもの
 - ア F3E電波□イ の指定を受けている船舶局(旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。)
 - イ 電波法第33条(義務船舶局の無線設備の機器)の規定により□ウ を備える船舶局
 - ウ 電波法第33条の規定により□エ 受信機を備える船舶局
- (4) 海岸局については、F3E電波□オ の指定を受けているもの

- 1 2,182kHz
- 2 2,187.5kHz
- 3 156.65MHz
- 4 156.8MHz
- 5 警急自動受信機
- 6 ナブテックス受信機
- 7 156.65MHz 及び 156.8MHz
- 8 デジタル選択呼出専用
- 9 156.65MHz 又は 156.8MHz
- 10 インマルサット高機能グループ呼出

B - 5 次の記述は、安全通信を行う場合の船舶局の運用について述べたものである。電波法(第52条から第54条まで及び第68条)及び無線局運用規則(第55条)の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許状に記載された目的又は通信事項の範囲を超えて運用することができない。
- イ 免許状に記載された通信の相手方の範囲を超えて運用することができる。
- ウ 電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- エ 空中線電力は、免許状に記載されたものの範囲を超えることができる。
- オ 遭難通信に次ぐ優先順位をもって、速やかに、かつ、確実に取り扱わなければならない。